

1 容器保安規則等の一部を改正する省令等（案）に対する意見公募要領

令和6年4月12日
産業保安グループ
高圧ガス保安室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、水素燃料電池自動車の世界技術規則第13号（GTR13）の改正が合意されるとともに、水素燃料電池自動車の相互承認のための協定規則第134号（UNR134）の改正が合意されました。

これに伴い、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器について、容器寿命が15年から25年まで延長されること等となるため、容器保安規則等の一部を改正等することとなりました。

つきましては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「容器保安規則の一部を改正する改正する省令（案）」

「国際相互承認に係る容器保安規則の一部を改正する省令（案）」

「一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令（案）」

「コンビナート等保安規則の一部を改正する省令（案）」

「容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示（案）」

「国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示（案）」

「容器保安規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程（案）」

「国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程（案）」

「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈についての一部を改正する規程案（案）」

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館9階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年4月12日（金）～令和6年5月11日（土）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省産業保安グループ局高圧ガス保安室

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-koatsu-gas@meti.go.jp

（電子メールの件名を「容器保安規則等の一部を改正する省令等（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

